

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和6年6月26日

条例第19号

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例(平成28年浅口市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。